

関東アマチュアスリークッション連盟 会則



第1章 総則

第1条（名称） 本会は関東アマチュアスリークッション連盟（略称：関東アマ3C連盟）と呼称する。

第2条（目的） 本会はアマチュアスリークッションビリヤードの愛好者相互の交流を深め趣味内容の充実を図ることによりビリヤードスポーツの発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

第3条（活動内容） 本会は目的達成のために以下の活動を行う

- 1 競技会の開催及び運営
 - 2 ファンコミュニケーションネットワークの構築・運営
 - 3 ファン意識調査と趣味充実を目的とした各種活動の企画立案
 - 4 ビリヤード関連団体との協業活動
 - 5 その他必要と認められた活動

第3章 会員

第4条（会員） 本会は関東圏在住のアマチュア同好者で構成する一般会員と、本会の趣旨に賛同し年会費を納入する賛助会員にて構成される。

第5条（登録） 一般会員は第3条①の活動に参加費を納入することで随時参加できる。賛助会員は年会費を納入し資格を得る。

第4章 役員

第6条（役員構成） 本会は以下の役員と監査役および特別顧問にて構成する

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 若干名
- ③ 役員 5～10名
- ④ 監査役 2名
- ⑤ 特別顧問 若干名

第7条（専任承認） 役員は以下の手続きにより専任される。

- 1 現行会員の中から選出される。
- 2 理事長、副理事長、役員、監査役、特別顧問は役員会により選出され総会の承認を受ける。

第8条（任期） 役員任期は1年として再任可能とする。

役員に欠員が生じ会務執行に妨げがある場合は役員会において補充選任すること

ができる。

第9条（職務）役員は職務を次のように定める。

- 1 理事長は本会を代表し会務を統率する。
- 2 理事長は役員会を招集する。
- 3 役員に会計担当を置き予算経理を司り委員会および総会にて報告する。
- 4 副理事長を置き副理事長は理事長を補佐し、理事長に執務支障があるときはこれを代行する。
- 5 役員は議決権を持ち会務執行および決議を行う。
- 6 監査役は会計報告書の監査および会活動運営全般にわたる法令遵守と健全運営につき監査する。
- 7 特別顧問は理事長の依頼に応じ会務処理を補佐する。

第5章 議決

第10条 本会の意思決定機関は役員会、臨時総会、定時総会とする

- 1 役員会は理事長が召集し、役員をもって構成する。
 - ・ 役員会は役員数の3/4以上の出席（委任状含む）をもって成立する。
 - ・ インターネット利用による議決を有効とする。
- 2 定時総会は毎年会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は次の場合に開催する。
 - ・ 理事長が必要と認め役員会の承認を得たとき。
 - ・ 役員会および会員の3分の1以上より議案を付して開催要請があったとき。
- 4 議決は委任状も含む出席者の過半数同意により成立する。

第6章 会計

第11条 本会の収入は次をもって充当する。

- ①役員および賛助会員年会費
- ②各競技会参加費
- ③本会目的に賛同する有志寄付金

本会の支出は以下とする。

- ①本会則第3条に規定する活動に必要な経費
- ②委員会にて承認を受けた必要経費

第12条 本会の会計年度は1月1日に始まり12月末日に終わる。

第7章 会員の義務

第13条 本会の会員は次の義務を負う

- 1 一般会員は競技会開催時に定められた参加費を納入する。
- 2 本会目的を理解し他人に迷惑を及ぼすあるいは社会的信用を失う行為をしてはならない。
- 3 賛助会員は年会費を納入する。
- 4 賛助会員は本会の目的に賛同しその発展に積極的に努める。

第8章 会員の権利

第14条 本会の会員は次の権利を有する

- 5 会員は本会が主催するすべての競技会や行事に参加することができる。ただし、競技会により持ち点などの制限がある場合はこのかぎりでない。
- 6 会員は本会が主催する競技会の会場に自由に入出入りすることができる。
- 7 賛助会員は本会が招集する分科会や総会に参加することができる。
- 8 賛助会員は本会が運営するホームページを通じて参加し活動全般にわたる意見交換を行うことができる。

第9章 懲罰

第15条 会員が以下の各項に項目に該当するときは委員会の承認を経て当該会員を除名または会員活動停止処分にすることができる。

- ・ 本会則の各項に違反したとき。
- ・ 会員としてふさわしくない行為があったとき。

第10章 会則の変更

第16条 本会則を変更する場合、定時総会および臨時総会の委任状も含めた過半数の承認を要する

第十一章 細則

第17条 本会則に定めるものの他、必要な細則については別紙添付する。細則の変更、追加、削除については委員会にて決議、承認し議事録を作成、保管する。

第十二章 会則の発効

第18条 本会則は平成24年1月1日より発効する。

<以下 余白>